

のである。

六 労働組合運動を沮害する勞患救済の件

一 治安維持法、治安警察法十七條悪露令違反の件
次すること。

七 失業者救済に關する件

一 政府は速かに失業保険法を制定すべし
二 失業保険法の実施せらるるに至るまでの過度的施設として、政府は労働組合の失業救済基金に対し、一定の補助金を支給すべし。

以上 總同盟本部案

八 労働條約實施促進の件

理由

國際労働會議は回を重ねる事既に七回であつて可決した條約案の數に十有九に達し不居る。然るに日本は其の開始として右條約案の一つに未だ批准して居るものがある。斯の如きは日本政府の無誠意と怠慢の表徴である。吾等が労働代表を國際労働會議に送れる所以は、労働會議の決議を日本に於て実施せしめ、以て該會議の我國労働階級の相協の増進を計らんとするに在り。此の意氣に於て吾等は日本政府に速やかに右條約